

## パスカード再交付に関する取扱いについて

平成23年 4月15日  
理事（社会貢献・国際担当）裁定  
改正 平成25年 2月 1日

### （趣旨）

第1 岡山大学（津島地区）構内交通規制等実施要項（平成22年12月1日学長裁定。以下「要項」という。）第25条に基づき、津島地区の入構に係るパスカードを紛失した場合の、パスカード再交付の取扱い方法について必要な事項を定めるものとする。

### （申請）

第2 パスカードを紛失した者（以下「申請者」という。）は、要項第14条に定める申請書及び紛失の経緯等に関する理由書（以下「申請書類」という。）を作成して安全衛生部に提出するものとする。

### （決裁）

第3 安全衛生部は、申請書類を確認の上、申請者の過失の有無について、理事に判断を仰ぐものとする。

### （過失がない場合）

第4 安全衛生部は、理事が申請者に過失がないと判断した場合、無料でパスカードを申請者に再交付するものとする。

### （過失がある場合）

第5 安全衛生部は、理事が申請者に過失があると判断した場合、申請者に有料でパスカードを再交付するものとする。

### 附 則

この取扱いは、平成23年4月15日から施行し、4月1日から適用する。

### 附 則

この取扱いは、平成25年2月1日から施行する。